

タクシー事業の現状について

平成31年2月19日
【埼玉】 県南中央交通圏タクシー事業
適正化・活性化協議会

県南中央交通圏における事業者計画の認可及び車両の削減実施状況

平成31年1月31日時点

○法人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況			事業者計画 実施車両数			事業者計画外 で実施した削減車両数
		抹消	休車	合計	抹消	休車	合計	
70社中52社	52社	76両	11両	87両	76両	11両	87両	8両

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	適正車両数(H27.1.27 公示) (平成28年7月15日一 部改正)	
			下限値	上限値 ③
県南中央交通圏	2,499	4.00%	2,132	~ 2,399

○個人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数
113者中113者	113者

旧タクシー特措法における減休車等の状況について

営業区域名	地域計画合意	法人タクシー(H26.11現在)									個人タクシー			
		事業者数	申請					認定事業者数	認定			事業者数(H30.3末)	申請者数(H30.3末)	認定事業者数(H30.3末)
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数		減車数	休車数				
				申請者数	減車数	休車数								
県南中央交通圏	H22.3.26	70	70	43	70	84	70	43	70	84				

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H21.7.17)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車がすべて実施された場合の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準車両数と適正と考えられる車両数の乖離	適正車両数		
							下限値	上限値	
県南中央交通圏	2,787	2,499	10.33%	2,499	10.33%	約8%~約18%	2,050	~	2,300

タクシー業界の取り組み

平成31年2月19日

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会

県南中央交通圏特定地域計画のポイント<適正化の取組と進捗状況・活性化の取り組み>

適正化の取組

□供給輸送力の削減目標と実施状況(平成31年1月末現在)

指定時車両数	適正車両数	適正車両数との乖離	目標車両数 (削減率)	事業者計画 認可率※1	事業者計画 実施状況※2
2,524	2,399	5.0%	2,413 (4.4%)	100%	100%

※1: 認可事業者数 / 合意事業者数

※2: 事業者計画認可済み実施車両数 / 事業者計画認可済み計画車両数

活性化の取組

ユニバーサルデザインタクシー

・埼玉県内におけるUDタクシーの導入状況については、平成30年10月末現在で61社・166両、さらに年度末までに新たに14社が加わり、全県で41両導入される予定である。県南中央交通圏では28社86両(全体の52%)、年度末までに3社が加わり、全体で15両導入される予定である。

・UDタクシー導入に伴い、ユニバーサルドライバー研修受講者も増加し、平成30年3月末現在では965名が受講、県南中央交通圏では、348名(全体の36%)が研修修了している。平成30年度末では500名となる見込み。

・駅及び病院等にUD専用乗り場を設置することの可能性について検討中。

●UDタクシー導入状況
＜県南中央交通圏＞

年度	導入社数	導入車両数
平成27年度	7	15
平成28年度	9	21
平成29年度	19	43
平成30年度※	31	101

●ユニバーサルドライバー研修受講者数
＜県南中央交通圏＞

年度	受講者数
平成27年度	161
平成28年度	255
平成29年度	348
平成30年度※	500

※平成30年度は、予定数を含む。

乗合タクシーの運行(さいたま市)

交通不便地域等において生活交通を確保するために乗合タクシーが運行されている。
 乗合タクシーは、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもある。
 さいたま市では、岩槻区和土地区、西区指扇地区及び見沼区大砂土東地区、片柳西地区で運行されており、さらに、岩槻区並木・加倉地区で実証運行が開始(H31.1.29~)された。
 今後も、住民にとって日々の生活の移動手段としてタクシーが活用されるよう自治体との連携を密にしてい

岩槻区 和土地区 乗合タクシー

岩槻区 和土地区 乗合タクシー

レインボー号

「スーパービバホーム岩槻店」へ乗り入れます!

岩槻区和土地区乗合タクシー(愛称:レインボー号)は、平成30年12月19日より、運行内容を変更します。地域生活の足として乗って、守って、育てていきましょう。

運行日時 月曜日から金曜日までの平日 7時台から19時台まで
※年末年始、土・日・祝日の運行はありません。

運行便数 8便/日

運賃 1乗車につき、一律300円 ※お支払いは現金のみで先払いとなります。

割引制度 小学生は半額です。障がい者割引制度があります。

車両 10人乗りワンボックス車 ※運車時は、予約車両として普通タクシーが運行します。
※運転席を空きます。

事業形態 さいたま市からの運行補助事業

運行内容の変更点

変更点1
 ●停留所 「スーパービバホーム 岩槻店」…新設【2~8便】
 ●停留所 「セブンイレブン 岩槻駅前」…移設【1~8便】

変更点2
 ●停留所 「丸山記念総合病院」…便数変更【1~8便→1~6便】

変更点3
 ●停留所 「ケアハウスしらさぎ」…便数変更【1~8便→2~7便】

見沼区 大砂土東地区 乗合タクシー

見沼区大砂土東地区 乗合タクシー

みぬま号 本格運行が決定!

1年間の実証運行を経て、平成30年8月9日より本格運行に移りました。地域生活の足として、みなさんと乗って、守って、育てていきましょう。

運行日時 月曜日から金曜日までの平日 7時台から17時台まで
※年末年始、土・日・祝日の運行はありません。

運行便数 11便/日

運賃 1乗車につき、一律300円 ※お支払いは現金のみで先払いとなります。

割引制度 小学生は半額です。障がい者割引制度があります。

車両 10人乗りワンボックス車 ※運車時は、予約車両として普通タクシーが運行します。
※運転席を空きます。

事業形態 さいたま市からの運行補助事業

茶色の停留所が目印です

停留所名	1便	11便	15便
① 太反駅	7:10	17:10	11:20
② 新の国東大宮	7:16	17:16	11:26
③ メディカルセンター	7:18	17:18	11:28
④ 市民の森	7:18	17:18	11:28
⑤ 箕神駅前	7:18	17:18	11:28
⑥ 紅葉ヶ丘	7:19	17:19	11:29
⑦ 大砂土中学校	7:20	17:20	11:30
⑧ 砂町	7:20	17:20	11:30
⑨ 大砂土五丁目	7:22	17:22	11:32
⑩ 砂町山	7:23	17:23	11:33
⑪ 大宮駅	7:30	17:30	11:40
⑫ 大宮大宮	7:30	17:30	11:40
⑬ 砂町山	7:30	17:30	11:40
⑭ 大砂土五丁目	7:31	17:31	11:41
⑮ 砂町	7:33	17:33	11:43
⑯ 大砂土中学校	7:34	17:34	11:44
⑰ 紅葉ヶ丘	7:35	17:35	11:45
⑱ 箕神駅前	7:36	17:36	11:46
⑲ 市民の森	7:38	17:38	11:48
⑳ 新の国東大宮	7:45	17:45	11:55
㉑ 太反駅	7:55	17:55	12:05

道路状況により遅延が生じる場合があります。

西区 指扇地区 乗合タクシー

西区 指扇地区 乗合タクシー

西区指扇ルート 「あじさい号」

さらなる地域利用を目指し、車両デザインを一新

西区 乗合タクシールート

大宮 TP システム・スマホ活用(平成29年12月開始)の効率的入構(さいたま市)

目的

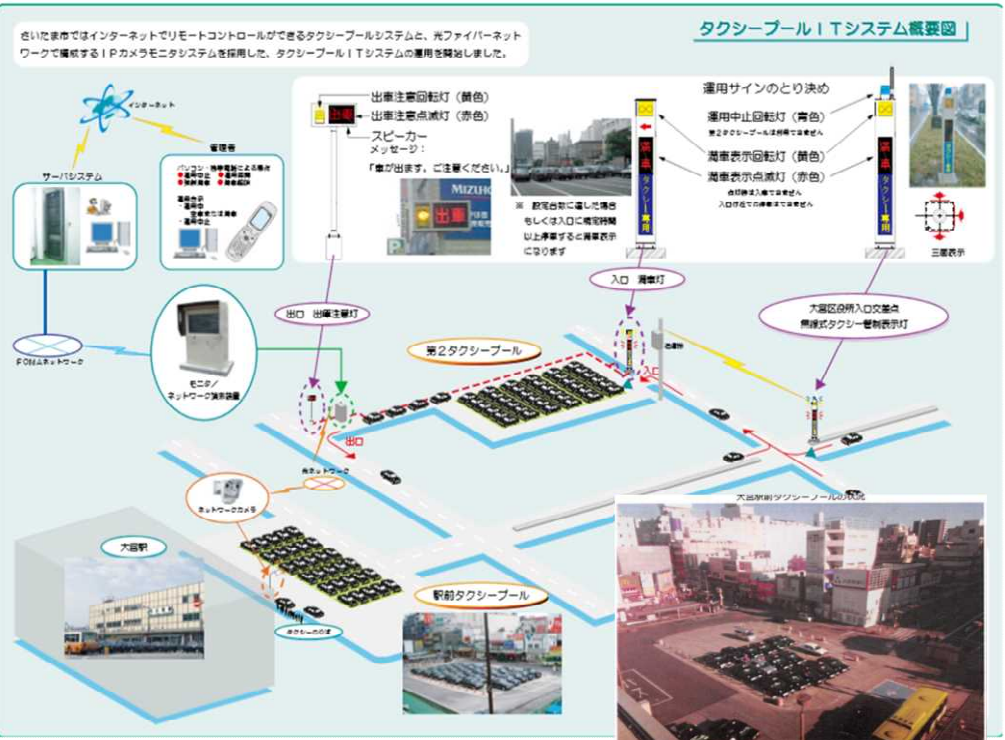
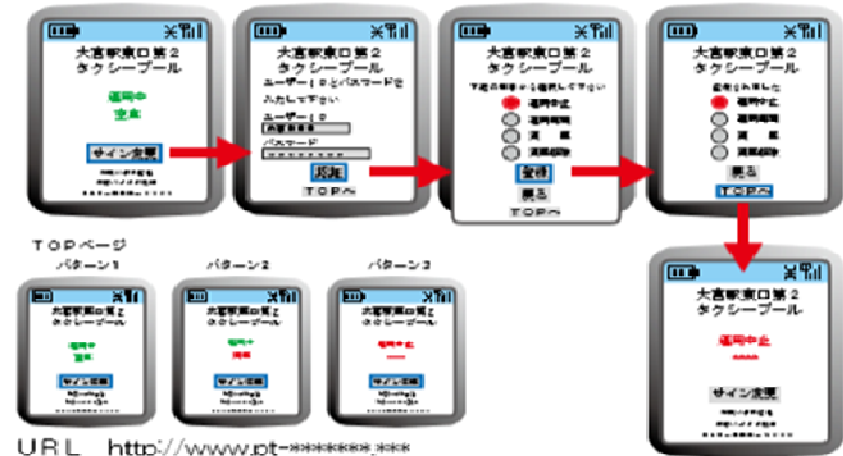
大宮駅東口第二プールは、大宮駅東口に入構できる権利を持つ会社及び個人タクシーで組織された大宮駅第二プール協議会が運営し、第二プールを管理し円滑に運用する事で大宮駅東口周辺道路のタクシー車両の客待ちによる交通渋滞を緩和する事を目的とする。

システムの概要

大宮駅屋上に設置しているタクシープール監視カメラから撮影した静止画をセンターサーバに送信し、インターネット上に状況を公開し、インターネット上に公開されている静止画(1分毎に更新)を第二プールに設置したモニターに表示させ、大宮駅東口タクシープールの待機車両の空き状況を確認し出庫させる。

この大宮駅東口タクシープールの静止画は、24時間インターネット上で公開しているため、大宮駅第二プール協議会の会員各社の乗務員はスマートフォンからでも閲覧可能となっており、駅前タクシープールの稼働状況を確認することができるので、待機車両が多いときは待機車両の少ない待機場所へ移動するなど第二プール運用時間外でも効率の良い営業と駅前の混雑緩和を行う事が出来る。

第2タクシープール入出庫管制システム・運用解除サイン画面例(携帯電話用)



定額運賃制度に伴う営業区域と空港間のアクセス(安心の輸送とインバウンド対応)

観光立国の実現に関する施策・目標が新たに定められ、来年には訪日旅行客4,000万人を目指すとされており、今後その増大が見込まれる。

埼玉業界では、利用し易い定額運賃体系の確立により、空港へのアクセスが「値段への安心感」をいだけ利用者利便向上に資している。

今後はインバウンド需要が従来の「モノ消費」から「コト消費」に変化が予想されるため、多言語翻訳アプリや通訳サービスなど利用者と乗務員の意志疎通が出来るシステムの改革が必要となる。



{ 県南中央交通圏 }

年度	羽田空港への利用アクセス状況	
	輸送回数	運送収入(千円)
平成28年度	322	3,695
平成29年度	341	3,986
平成30年度	398	4,687

※平成30年度は、4月～12月分



IT企業と連携した配車アプリの導入

現在、大手IT企業が参入しタクシー配車アプリの競争が始まっており、タクシー利用者に寄り添ったシステムとサービスの提供により、抜本的な効率改善が構築されつつある。

県南中央交通圏では、既に4割超((会員)の事業者が配車アプリを導入している。

今後、ITを活用することでタクシー事業の更なる進化を図る。

年度	アプリ配車の導入状況	
	県南中央交通圏 (取組み事業者数)	埼玉県全体 (取組み事業者数)
平成27年度	12	21
平成28年度	14	35
平成29年度	21	43
平成30年度※	28	54

※平成30年度は活性化事業の目標値による



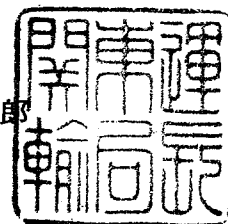


関自旅二第2437号
平成30年11月22日

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会

会長 尾崎 晴男 殿

関東運輸局長 掛江 浩一郎



特定地域の指定期限の延長について

埼玉県県南中央交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針3. に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合においては、平成31年2月末日までに御協議会において同意を得た上で、別紙によりその旨を報告していただきますようお願い致します。

(別紙)

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿
(関東運輸局長経由)

〇〇〇〇協議会
会長 〇〇 〇〇

特定地域の指定期限の延長に関する決議について (報告)

平成 年 月 日に協議会を開催し、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続に関する議論を行った結果、同意する (同意しない) との結論に至りましたので報告致します。

関自旅二第6454号の3
平成30年3月16日

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局長

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化
及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の
取扱いに関する指針について

標記について、平成30年3月16日付け国自旅第298号により自動車局長か
ら別添1のとおり通達があり、別添2のとおり公示したので了知されるとともに、
傘下会員に対し周知されたい。

別添1 通達文

別添2 公示文



国自旅第298号
平成30年3月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項に基づき、現在特定地域に指定されている地域について、平成30年度以降順次年間の指定期間の満了を迎えることから、同条第2項に基づく指定の期限の延長については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け国自旅客第305号。以下「指定基準通達」という。)1.に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2



年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2. ただし書の規定は適用しない。

4. 上記2. 及び3. に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成30年3月16日から施行する。

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項に基づき、特定地域に指定されている地域について、同条第2項に基づく指定の期限の延長の取扱いに関する指針を下記のとおり公示する。

平成30年3月16日

関東運輸局長 河田 守弘

記

1. 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」（平成27年1月30日付け公示。以下「指定基準通達」という。）1. に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2. ただし書の規定は適用しない。
4. 上記2. 及び3. に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成30年3月16日から施行する。

国自旅第191号
平成30年11月22日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定期限の延長について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について、延長の指針に該当している。

については、貴職から下記交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続を希望する協議会がある場合においては、平成31年2月末日までに報告されたい。

なお、協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

記

延長の指針2. に該当する営業区域
千葉県 東葛交通圏、千葉交通圏

延長の指針3. に該当する営業区域
東京都 南多摩交通圏
千葉県 京葉交通圏
埼玉県 県南中央交通圏
栃木県 宇都宮交通圏

(通知例)

番
平成 年 月 日

〇〇〇〇協議会

会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

特定地域の指定期限の延長について

〇〇交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針2.（又は3.）に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続を希望する場合においては、平成31年2月末日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を報告していただきますようお願い致します。

(報告様式例)

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿
(〇〇運輸局長経由)

〇〇〇〇協議会
会長 〇〇 〇〇

特定地域の指定期限の延長に関する決議について (報告)

平成 年 月 日に協議会を開催し、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続に関する議論を行った結果、同意する (同意しない) との結論に至りましたので報告致します。

【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

県南中央交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 39.8% (H29) 33.8% (減少率) 15.0%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H28) 49.7% (H29) 61.4% (収支差) 11.7 ポイント

(3) 人口要件

さいたま市 約 129 万人

(4) 総実車キロの要件

(H28) 53,350,975 km (H29) 52,652,933 km (増加率) ▲1.3%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 33,634 円 (H29) 34,147 円 (減少率) ▲1.5%

日車実車キロ (H13) 86.7 km (H29) 82.1 km (減少率) 5.3%

②法令違反の発生状況の要件

(県南中央交通圏) 0.0850 件 (全国平均) 0.0573 件

③事故の発生状況の要件

(県南中央交通圏) 5.246 件 (全国平均) 7.594 件